

埼玉県青少年健全育成審議会について

【設置年月日】 昭和58年10月1日

【設置根拠】 執行機関の附属機関に関する条例
埼玉県青少年健全育成審議会規則

【委員数・任期】 委員14名（定数16名以内）・2年

【職務内容】

青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議し、及びその総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

- ・ 青少年健全育成の総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議
- ・ 優良な図書等又は興行の推奨に関する事項の調査審議
- ・ 有害図書、有害がん具等の指定や、有害広告文書の配布等の中止に係る命令等に関する事項の調査審議
- ・ 「いじめ防止対策推進法」に基づく、いじめ問題の重大事態に関する知事による再調査審議（「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設置し審議）

【令和元年審議内容（予定）】

第1回（令和元年6月6日）

（1）青少年健全育成施策・取組について

第2回（令和元年9月）

（1）令和元年度埼玉県推奨図書について（諮問）

（2）埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について

第3回（令和2年2月）

未定

【参考：平成30年度審議内容】

第1回（平成30年6月8日）

（1）埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について

（2）青少年健全育成施策・取組について

第2回（平成30年9月13日）

（1）平成30年度埼玉県推奨図書について（諮問）

第3回（平成30年11月6日）

（1）埼玉県青少年健全育成条例施行規則改正について

